

政治倫理推進特別委員会記録

1. 期日 令和6年6月7日(金) 開会 14時40分
閉会 15時54分
2. 場所 第1委員会室
3. 議題 政治倫理推進について
4. 出席者 渡辺委員長、小笠原副委員長、羽根委員、岡田委員、一石委員、松崎委員、古谷委員、根岸議長

傍聴議員 5名
事務局 2名 事務局長、庶務課長
傍聴者 0名

政治倫理推進について

委員長

政治倫理推進特別委員会を開催する。今日は、大体2時間を目安に、進めたいと思うが、この後、基本条例推進委員会の方の調査研究会も行うので、よろしく願います。今日の議題は、政治倫理推進についてということで、お手元の方に、行っている資料について確認をさせてください。次第の下に、ハラスメントの根絶条例について、それからハラスメント事案発生時の流れ、それから意見、二宮町ハラスメント根絶条例施行条例規定。それから法制執務上の指摘事項と対応。今後の進め方について、それから、ハラスメント根絶条例の案がついている。その下に、災害発生時における行動要領の案があるがそれはこの後使うので、よろしく願います。今日はパブリックコメントに向けた、内容について、取りまとめをしていきたいと考えている。まず、簡単に前回までの点について報告をさせていただきたいと思う。それで、ハラスメント根絶条例今後の取り進めについてというのを見ていただくと、大体の流れがある。9月議会条例案の提案で議決ということ想定して、8月の下旬には、全員協議会で条例案を確認していく。そのためには、7月の1日から31日に町民意見募集を行っていくということで、そういう流れで考えている。町民意見募集と、それから、意見交換会を開催して、意見を聴取する、両方、やれという意見もあったし、前回の調査研究会では、町民意見募集で広く聞く方がいいんじゃないかということになっている。それからあと、前回は、法制執務上の指摘事項と対応という点について、取り上げた。これは前回調査研究会で話し合った通りである。それで今回新しく二宮町議会ハラスメント根絶条例施行規程というものに、箇条書きでまとめている。これは前回の話の内容をまとめたものである。それで、あと、ハラスメント防止条例案そのものをではなくて、その大まかな内容について説明する資料ということである。それについては、主に目的と、議員の責務、申し

出、調査、調査委員会発表研修、個人情報保護、こういった内容についてが書いてあるということになる。それでは大沼委員の方から意見をメールでちょうだいしていたので、そこから申し出をいただき、まず、意見をちょうだいでできればと思う。よろしく願います。

大沼

今までの進行の中でも、私個人の意見ということなのかもしれないけれども、ただ、たびたび意見はさせていただいてきたつもりである。ここへ来てかなりそういう骨組みがまとまってきたような様子もあり、やはりその意見、あとはベンチマークというか、どのように議論が進んでいったのか、これをしっかりと町民の方にも知らせていく必要があるのかなというふうに認識をしているところである。皆さんに一応、事前に、今日急に言うのでは、申し訳ないなと思ったので、メールを配信させていただいたけど、やはり今後の議会議員に向けて、発動、発行していく条例となるわけであるから、この当初の発議の肝であったハラスメント根絶となるような、強力な条例でなければ、無意味ではないかと思っているわけである。後世にわたる制定を考えていけば、内容は公正で、かつ、実効性の高いものでなければ、今かけている時間と予算の効率性に意味を持たないと考えている。中途半端な内容で、今後この条例が公表されたときに、町民または、支援をされている方から、突き上げを食らうような、そのような粗末な条例の制定とならないように、しっかりと十分な注意と配慮をしていくべきだと私は思っている。また今配布されている資料の中にも、随所に非公開というようなことが書かれているけれども、こうなると透明性に乏しく、公人が公務として行う事柄というのは、極力透明性を高めるべきだと考えているし、公人には一定のプライバシーが制限されているということも十分に理解をする必要があると考えている。現在、松崎議員から、正副議長に対して、ハラスメント疑いということで、申告がされているけれども、このことについても、適正な処置、もしくはその議論が行われていない、このような状況を見ると、この条例も、形骸的に、ただ、パフォーマンスのために作ったようなものになってしまうのかなというふうに疑いを持つわけである。であるから、先ほど委員長の方から示していただいた期限、これを優先するのではなくて、やはり真摯な議論でしっかりと実効性のある、まさにハラスメント根絶ができる条例の制定へ向かうことが必要だと私は考えている。

一石

今のご意見だと具体的に何が問題なのかっていうことを言っていたかかないと、非常に抽象的だったと思うのでよろしく願います。簡潔な議論をよろしく願います。

一石

わからない。今までだっぴつと話し合ってきて、骨子までできてきたわけである、その骨子のどこが問題なのかっていうこと

を具体的にしていだかないと進めようがないと思うが。

大沼

まず1つは、この代表者会議とされるところの取り扱いである。これが、当初私が訴えていたのは、やはりこのハラスメントというものが申告されたときに、即座に今までの研修の中でも、ハラスメントかどうかということの判定の基準ってというのは、その当事者の中にはない、利害関係のあるような方の中には。善意の第三者が、これをハラスメントなのかどうかというような判断をすると、というようなことが今までの研修の中でも、皆さん学ばれてきたと思う。その中でいくと、この代表者会議というところの中で、何かを検討してしまうということになると、そこで忖度や、いろいろなその隠蔽っていうものが、働いてしまって、結局その被害を受けた方の声というものは外へ出ないというような状況になるのではないかと、ということをお私は何度も話をしてきたつもりである。それとあとの議員全員、この中でも、全員協議会の中も非公開っていうことで書いてあるけれども、これ非公開にしたら全く透明性がないのである。プライバシーとかっていう話も今までやったけど、だけど、公人の公職、公務に当たるところの中で言ってプライバシーっていうのは非常に制限される。であるから、まず皆さんが公人であるということの自覚をよく持たないと、今これプライベート、要は一般の町民の方ではない。その中のことを非公開とするのは、正しいやり方ではないというふうに思っている。それとあとは、そこから繋がってくる、現在の松崎委員から申告がされている、これはハラスメントだったんじゃないかというその声に対して、全く議会は取り扱っていない。一石委員は確か机上で、それは書面が出ているのだから、もうこれで終わりにするというようなお話をされたけど、それで今このハラスメント根絶条例を私たちは考えているにもかかわらず、そんな心構えでは、とてもじゃないけど、根絶はできないんじゃないかなと私は思った。であるから、例えば今の段階では、第三者委員会の立ち上げとか難しいところではあるから、違う方法でも、少しでも、その善処ができるような、話し合いをすべきだと思うし、特にこの難しい申告の方法、被害を受けた方が、例えばその権限を持っている方々だった場合に、隠蔽もしくはそうやって忖度働いてしまうかもしれないということが、現実に今起きている状況だと思う。そういうことに対して、もうちょっと危機感を持って、よくこの条例にその今の事柄っていうのも、深く検討した上で、重ねていくべきじゃないかなと私は思って今の発言をしている。

委員長

それで、松崎委員の件については、以前も確認したことがあると思うが、この委員会の主題ではない、対象にはしない、個々の事例には入らないという原則で、進めているわけである。であるから、そこはちょっと今日は切り離していただきたいなと思っています。

一石 今の論点を整理すると、完全に透明性を持つというところでしょうか。その会議が、どこなのかな。非公開にする。

委員長 1点目は、情報公開、というか、透明性の。

一石 代表者会議が、透明性があるということを具体的にどうしたらよろしいか。代表者会議が透明性を持つということは、具体的にどういうことでしょうか。

委員長 一応その最終的に公開すべきかどうかである。それで、それまでは、議員だけではないという認識がある。職員から議員が訴えるということも当然想定してるわけで、であるからそういう中で物事を検討するということになれば、どこか妥当なところまで極力個人情報保護されないと、逆に言った人間が標的にされてしまったりとか、そういうこともあり得るのではないかと心配をしていたと思う、論議の中では。であるから逆にこれがきちんと、これがハラスメントだと認定されるというところまでは、非常に慎重にならざるをえないという、そういう立場だったと思うけど、その辺はいかがか。

議長 私のメインなのであるけれど、一応その代表者、やっぱり議会の代表者会議が最終決定をしていくと。それにしても、やっぱりその全協に何も無いってのはよくない。で、全協に、要は何か、お題目だけ言って、それで調査委員会するとかしないとかっていうのでも、皆さんそれを話もわかりにくいよねっていうことで、ある程度やっぱり全協の中で、皆さんとの中で、情報共有するだろうと、その話し合いが1回。で、それを意見いろいろいただいて、持ち帰ってまた代表者会議で改めて決定を練り直す。というプロセスを踏むために、そこが何かこうあけすけに、全部外に出ちゃうものとして公開、傍聴ができる、その全協になっちゃうっていうのは、少しやはり話せない場面が出てきちゃうんじゃないのかと。で、こういうことを今、訴えが出されていてこういうことをやっているよっていうことは、何かどこかホームページとか、こういう議論がされているっていうことは、公開がされるべきだろうとは思いますが、その中身について、どの程度どこまで、議員と共有するか、或いは、公開という線引き、を変えるのかっていうところで、これちょっと、悩ましいというか、という意味があって、今非公開っていう言葉を使っているし、これはむしろ議員の皆さんと共有をしていきたいという意味合いがあって、非公開にしてる。

委員長 そういう論議を反映したのであるけど、逆に言えば、場合によるんであれば必ずしも、必ず非公開っていう意味じゃなくて、必要があれば非公開とか、そういうふうな、理解でもいいのかもしれない。

議長

個人情報が出るっていうことでは秘密会の扱いになると思うので、ただそれだと記録も取られるわけであるから、いいのかなというふうには、判断、私はした。

副委員長

現実にこの議会でもいろいろ問題があった中で今私たちはこういう根絶条例を作りたいっていうふうになってると思う。それがきっかけで。それでその国の方のどとか世の中の流れとかでやってるわけじゃなくて、私は前回そういう問題が大きく起きたときに調査委員会っていうかその暫定的なそういう、役割を果たすときにやっぱり名前、訴えた方が、名前を出さないでくれっていうことを言っていたたのもありがたいと、要するにその人をどうとか裁くよりも研修とかそういうものをきちんと、充実させて欲しいっていうところもあったと思う。聞き取りするときも、これは表に出さない、お名前を出す意思もないし、そういうところで事実を教えて欲しいということで関係者の方にお話伺ったと思う。やっぱりその時にもう、つまびらかにすぐにあなたのことを、本当にやってるかやってないかわかんないけどとりあえず名前出すよという話の聞き取りはできないと思う。だから物事が何か確定するまでは名前は、出すことは決してできないと思うし、それともう1つ私たちは誰も弁護士でもないし、そういう法的なものを、長年かかって学んできてなおかつ国家試験に受かってるわけでもないメンバーが、やることの限界っていうのは、どうしたってあると思う。それが嫌だったらもう直に訴えてくださいって法の、司法に訴えてくださいっていう方が確実だというふうに私は思う。やっぱり議会の、限界っていうのもご理解いただいた方がいいと思う。私は。

大沼

確かに議長が言うように、例えば、一般の方がこの対象者だったりした場合には、やっぱり、簡単にその名前とかを公表すべきではないということになってくるんだと思う。ただやはり、議員が、その中で、特に、議会全員協議会、公の場で発言をしたということは、これは公人として、公職として、発していることであるから、これについてはやはり、矛盾や誤りが基本的にあってはならないものだと思う。もしそれをどうこうするのなら、しっかりとご自身で、内容、確定させて、発言すべきことであって、これが例えば、今、例えば松崎議員からは、これハラスメントじゃないかという、申告なんである。ハラスメントを受けたと言ったら、決定してしまうということである。であるので、基本的に私が言ってるような、いうのは、代表者会議の中で、これがハラスメントに該当するのかどうするのかこうするのかなんていうことの議論をすること自体が無理なんである。だから、第三者委員会にそのまま、預けて判定をしていただいた方が、間違いがないし、その中では、議員間の中で、いろいろそういう負担を負わなくても、先ほど小笠原委員が言うように、法律的なそういう知識が、大小いろいろ様々だと思うので、それが話し合うということにも

限界がおそらくあるだろうと。ただその中で、この間、ちょっと私耳にした中ではそんなこと言ったら、みんながみんなもうハラメントハラメントって次々出ちゃうんじゃないかというような話があったって言ったけど、でもこの発言をするのにも、その議員の責任が多分あると思う。それなりにやっぱり自分が受けた、例えば松崎議員にしてみれば、これを言ったってということには責任がある。そういうことに対して本当にじゃあどうだったのかということがはっきりされて、あなた違うよという判断がされるのは、これは第三者からしかできない。だから、代表者会議の中で、いろいろな審議をする必要がそもそもないというのが私の考えであって、そうなれば、先ほど言ったみたいに、その内容については、公開はされるまで言ってみれば第三者委員会が、回答・結論を出すまでは答えが出てこないから、そこは非公開にはもちろんなってくるわけである。なので、この代表者会議の中でいろいろと話をもんでしまうという構図が今あるので、そのやり方は良くないというのが、私の意見として一番肝になるところだと思う。

委員長

それで、その問題で言うと、当初、いろいろな自治体の研究もした。その中で、もともと代表者会議の発想が出てきたっていうのは、ほとんどの議会では、その会派の代表者会議で、そこでいろいろ、事実も確認するし、それから、どういうふうに扱うかっていうことも決めてるとというのが、参考になったと思う。で、もうおっしゃる通りで、ここで、どれだけ議論が深まるかっていうことあるけども、逆にだからこそ、全協の方にも問い合わせて、それで、議会の総意にしていくという、そういうふうな論議だったと、私は思うけど、前回の。

羽根

ここの中でちょっと議論が出たか、あれなんであるけどもこの審査委員会が、ジャッジはできないんじゃないかなと私は思っているっていうことがちょっと、他の委員の方とも少し話したときに、出てたかと思う。あくまで、例えば本当に刑事事件とかそう言ったものは、ここにかけるのかわからないけれども確定であるっていえる、言い切れるかもしれないけど、推察であったり、そう思われるとかそういう意見までしかきって出てこないんじゃないかなということがちょっとあった。で、結局そこがそういう判断が出て、代表者会議でそれを決定するかどうかまだわからないけれど、それをやっぱり議会の判断として出す以外は、難しいんじゃないかなっていうちょっと考えが私はあるが1つ。それから全協の非公開の部分であるけれども、例えば性的被害とか受けた方、そういう方の訴えがあったときも公開しなきゃならないってなったら、これ大変なことになると思う。いやそれでも議会の方に言ってくるっていう場合もある。性的被害はだから、暴力とかじゃ性暴力とかではなく性暴力って触っただけでも、本人の了解がなく、触っても性暴力であるから、そういうことを訴えるの

がすごく苦しいっていう方だっていると思う。それも自分の名前を公表しなければ、訴えられなかったら、非常にそれこそ機能しないと思う。だから例えば原則非公開とするとか、そういうのもいいのかもしれないが、いろんなケースを考えておかないと、非常に訴える人も苦しいし訴えられた人も苦しい、例えば訴えられた方が、いきなりこれを言われれば、本当かどうかとも言えないまま、嘘のことを言われたとしても、これ何も言えないわけである。もうこの時点でその人の名誉もすでに傷つけられているっていう状態になるから、訴えた人もリスクがあると思うし、それなりの覚悟を持ってと言っても、やっぱりリスクはあると思う。だから、そういうことも、どちらのことを守るためにも、非公開、原則非公開がいいんじゃないかなと私は思う。

大沼

大きくは確かにそのハラスメントっていうことになってくるのかもしれないけど、今羽根委員が言われたのは、極端な例は完全に犯罪である。犯罪は、この法治国家日本の中で言ったら、それは公安にゆだねて、捜査をしてもらう、そういう事案だと思う。で、それ以外の部分について、特にデリケートな、例えば犯罪として決定するならば、その人はその法で裁かれるわけであるからいいけど、ただ、ハラスメントは、法の裁きが要は通用しないというか、いろいろなそういう心理的なものだったりいろんなものがあるので、それを、どちらがどうなのか、いいのか悪いのかということの判断だと思う。審査会の中でも、例えば、この人がハラスメントしたよという決定づけることはできないかもしれないけども、ただその中で、特に認められませんかというふうな場合と、その認められる行為が、もしくは発言があったかもしれないっていうような程度のものかもしれないけども、でもこれを公開していくわけだから、やはりそれなりに責任っていうのは、しっかりとのかかってくるものだと私は思う。

松崎

これだけ整理したいけれども、ちょっと私の訴えの話が、ここで、いや、その確認である。その確認をさせてほしい。要するに、ここは、私の訴えを評価する場ではないってそれはもう全くその通りだと思う。ただし、今こういう議論してる中で、議論の途中で、いろんなパターンで出てくるわけじゃないか。また出てくるかもしれない。今回の場合もある意味想定外の範囲外で、加害者が正副議長っていう、ある意味想定外の範囲外だと私は思うけれども。そういうパターンにも、想定してなかったパターンが出てきた場合は、こういう場合にも対応できるような仕組みにしないといけないっていう意味では、それは全然いいんじゃないか。別に確認であるけど私のことを評価する場ではないってのはそれはその通りである。ただ私以外にも、全く予期しないことが、新たに職員から出てくるかもしれない。その場合、これ今までやってたその条例じゃ、対応できないねってことがわかったら、また変えていくっていう意味では、それは全然いいんじゃないか。

委員長

その問題はほら、やっぱり、出てきたわけである。前回、代表者会議、当事者が抜けていったらどンドン人がいなくなるんじゃないっていう論議で、それは一応反映させたわけである。

古谷

皆さんが言ってることはわかった。実際に今これが出ているけども、これをどういうふうに直すかということ具体的にお願ひする。これのどこを。例えば全員協議会の非公開の非公開を取るとか、適宜非公開にするとか、ちょっとこれを具体的に変わるといふことではどういうふうにしていくかといふ。

大沼

入口からいくけども、ハラスメントを受けた議員。今の中で、我々で話すと議員の話になってしまうけど、それがこの窓口とされている。正副議長もしくは事務局長、両常任委員長、議会運営委員長、この方の中に、書面で、その報告といふか、申告がされたら、即座に審査委員会を立ち上げるという手続きを、この代表者会議、代表者の方々が手続きを踏むべきだといふのが私の意見である。その中でやりとりされている内容といふのは、例えば、一般の方だったりとか、職員の方だったりした場合には、その名前は、例えばその議会の議会全員協議会の中の、例えばルールで、例えばAと呼ぶとか、違う仮称で呼ぶこととして、議員の名前に関してはこれは非公開にすべきではないといふのが、私の考えである。その審査会の決定をまた公告していくといふことで、スムーズに私は、特にそのハラスメントに対する責任の重さといふものも、理解するものだと思うし、また今、小笠原議員からも言われたけど、その法的な知識がそれほど高くないといふレベルの中でも、一定のその形としては、始まりがあって、終わりまでといふところはスムーズにいくのではないかなと私は考えている。

古谷

そうすると、第6条の部分の1行目の項段のところ、代表者会議の会長は前条第4項の規定により、ここからであるけども、調査を要すると決定したときはっていうところが、2ページ目の第6条の、この調査を要すると決定したときはじゃなくて、もう調査するといふ、すべて、このところを直すかどうかっていう論点でよろしいか。

羽根

そうすると聞き取りはどうするのか。聞き取りはやらない。代表者会議で。この、基本的には聞き取り、訴えられた方訴えたい方両方聞かないと、わからないから。その聞き取りを代表者会議でやるって話になってたと思うけど、調査審査委員会の方に聞き取りまでしていただくってことになるのか。ちょっとそこを、教えてほしい。

大沼

今おっしゃる通り、そもそもが、我々はその内容を聞いたとしても、判定も判断もできないという前提に、まず戻って考えた場

合には、もう内容も、すべてその審査会の方に聞き取りをしていただいて、それでそこでどういう結論が出るのかということをお預けした方が、いいと思う。

古谷

そうすると、第5条の4のところになるけども、これ第5条は代表者会議の話なのであるが、代表者会議で事実、前項の規定により、事実確認に基づき、調査の要否について、全員協議会において協議のうえ決定するとなっている。代表者会議で、必要かどうか事実確認を行うものというふうにしましょうよと。仮に行ったときに1度、全員協議会に投げて、やるんだっていうことを決定するっていう項目はワンクッションここにあるけども、全協で決定しないと、調査会が立ち上げられない。その結構そういう意味ではまあまあやってるうちに、お互いいいよっていう。悪かったねって何かってなんだったときには、その調査に行かない可能性が、ここにワンクッションがあるけども。やっぱり調査しようとなったときにはこの第5条で、代表者会議でやると。そしたら全協に投げて、調査するよと。それで初めてこの表の右に飛んでいくことになると思うけども、その程度の確認をやらないかどうかというところである、問題点。

古谷

それで、代表者会議はやはり、先ほど言った代表者会議というのは要するに、会派代表者の会議で、町田市だと36人全員でやるなんて会議なんかできないわけで、会派代表者が集まる。同じようにこの代表者会議も、その14名では話がまとまらないから、主要な方が集まって話を決めて、最終的には全協で、言ってみれば全協で赤裸々になるわけである。今そこで議論した部分については、だからこう非公開になってるんで、ある意味では安全のような気がするけども。安全って言い方変であるけど隠されてしまわないんじゃないかなって気はするが。

大沼

申告の方法は、文書によって提出がされる。であるから、その時点では、当然申告した側の議員というのは、相応のやっぱり被害を受けているわけだし、それに対して申告をするときにも、それなりの覚悟というか決意を持って、申告をするはずである。であるから、さっき言ったみたいにいやそうじゃなかったんでああじゃなかったんだよっていうそういうような話し合いっていうのが、そこで必要があるものだと思わない。もしそうなるんだとしたら、その前段階で、ごめんなさいと申し訳ない。あのときは間違いだったと、いうことでお互いが多分許し合うと思う。そういうものだと思うので、やはり、それだけもうそれだけ、もうこれ以上、例えば許せないと。いうふうに思った。それだけの問題があって、出されるものなので、それは本当に議員としての責任感でもあるし、信頼感でもあるということが前提にあって、その上で、この議員がこういうものを出してきたんだから、だからそれに対して審査会が動いて、どういうものなのか、内容を調

査しましょうというふうになっていくものだと私は思っている。

副委員長

その審査委員会がボランティアで何時間やろうとただで、好意でやってくれるような審査委員会だったらともかく、やっぱプロに頼んで1時間幾らっていう高額な形でやっていただく。それは町民の税金である。それを、何か事案があったからってダイレクトにすぐどんどんどんどん右から左に回すということである。大沼委員の言い方は、それは私は町民の手前許されないと思う。一定程度議会の中で、収束できるものは収束するとか、問題をみんなで共有化して検討するっていうことは重要だと思う。町民の皆様の税金を使うにあたって、誰も何も判断しないで、不満を言った人だけがすぐさま税金を使うっていうシステムっていうのは、私たちはそれはつくれないというふうに思う。

大沼

今そのように言われるけど、そういうふうにならないように、日頃からしっかりと議会内はやっていくべきだというふうに思う。その中でそういうふうに努力をやっていった中でも、それでもたまたま、世の中っていじめとかって必ずあるけど、そういうもの、いじめられたというような認識かわからないけども、それで本当にそれ出しちゃう方がいるんだったら、これはやっぱりその方の責任もあるから、しっかりと審査をして、ちゃんとした決着をつけていくべきだというふうに思う。だから、今、この条例で制定するものっていうのは、最終最後の砦だと思う。その前の段階で我々議員それぞれが、余分なそういう費用がかからないように努力していくことは、とても大事だと思う。それは、この条例を制定することっていうのは本当にこういう枠があるから、だから根絶ができるっていうことをよく認識する必要があると私は思う。

一石

そのためのこのルールであると思う。やっぱり税金を使うということと、やはりリスクとして、やっぱり議員にいろんな人がなるわけである。その中には、やっぱり資質として、非常に問題がある方が議員になる可能性だってこれからあるわけである。その場合にやっぱり本当に恥をさらすような、そういうものを議題をこの外部に出すっていうようなことにならないように、やっぱり議会で、ちゃんと自浄作用というか、そういう形式を議会が持つっていうことが非常に大事だと思う。だからやっぱりこの、代表者会議っていうのは必要で、今まで調査した中で、他の自治体の例もかんがみてこのようになったっていう議論が、今まであったと私は思っている。

岡田

私も一石議員と同じような意見を持っていて代表者会議はもう必要だと思う。今まで議論してきたのもあるけど、やっぱり他の自治体でもいろいろベンチマークして、やっぱりワンクッションあるっていうのが、自浄作用さっきおっしゃったけど、うんそ

うだったねって和解するような、ワンクッションの、役割も、当然あると思うので、そんな中から、どうしても審査委員会立ち上げなきゃもう駄目だよっていうのも事案だけ、上げていくとか、そういう行動を取るとかっていうふうに、していくってことで、今までずっと理解してきたので、私はそういう気持ちでいる。

大沼

前回、限界を皆さん感じられて、この条例を作んなきゃ駄目だということの発議である。皆さんには例えば代表者会議で何であっても、結局そういう問題が起きたときに、我々では処理しきれないという限界があったわけである。その中でこの根絶条例っていうのを作りましょうと。だから、我々が幾ら話したところで解決できない。それはもう実例がある。審査委員会に直接出した方がいい。それでいて、自浄作用と皆さん言われるけど、今、自浄しない。松崎議員が申告されたことは全く自浄されてない。この状態が、ずっと続くってことなんである。今のままだと。これでは、何も意味がない。せっかくお金かけて条例作っても、結局その登場人物というか、加害を加える人なのかわからないけども、そういう人の立場や、人格によっては全く機能せずに、同じようなこのストレスが誰かしらに発生してしまうようなことを繰り返すと、だから、皆さん、理想はいい。でも実際できなかった。それをよく認識するべきである。

古谷

大沼委員の言うことよくわかった。言われてる部分で、理解できるところはある。ただ予算がかかる分については、例えば視察にしても、本来だと、調査費っていうのがあって議会で議決しないと駄目だとか、そういうふうな例えば秘密会とか、そういうすべて予算に関わる部分があって議会の議決が必要なので、その項目は抜けないと思う。議会の議決がないと駄目なので、だからそうなってくると、やはりもうこれ以上議論が難しくなると思うので、そろそろどこかで諮るしかなくなるような気がするけども。1点だけ代表者会議なくさなくていいんでしょ、代表者会議があってもいいんでしょ当然。そこだけ。

副委員長

代表者が当事者だったら変わる。

大沼

代表者会議で、その会議をする必要がないというふうに言ってる。どういうふうに審査会に投げかける、その方法だけを事務手続きとしてしていただければいいんじゃないかというのが私の考えである。

古谷

そうするとこの表の代表者会議のところは審査委員会になるという、極端に言えば、この表の代表者会議がなくなって、それなら、代表者会議がなくなって、例えば全員協議会から審査委員会へ飛ぶとか、そういうふうな感じになるという。

せられた側は、やっぱり名誉毀損で訴えるっていうのが、これが1つのやっぱ自己防衛手段ということになってるから。それをやっぱやるしかないということになってくると思う。

羽根

政治倫理規定の方見ていただければ、名誉のところも入っているので、政治倫理規定違反にしっかりなると思う。名誉毀損は。

委員長

その公開非公開の問題で言えばね、表現としては、原則非公開にすべきか、状況によって非公開とすべきか。ニュアンスはちょっと違うのかな。原則非。

一石

常識の範囲。

議長

基本条例の中では、確か、個人名が入るときは、非公開或いは秘密会みたいなふうに書いてあったと思う。ので、ちょっとそこも含めて考えると。

古谷

あるなしのところはかっていただければいいと思う。

委員長

それで、代表者会議の役割についてはもう1つあって、場合によっては、双方がもうハラスメントの事実を認めてるっていうケースもある。そういうときは、もうそこで、全協に報告すれば終わるといふ、そういうことも十分ある。だから、そういう意味での役割っていうのが1つある。そこでやはり決めきれなかったら調査委員会に持っていくというのが、1つのパターンなんであるけども。先ほどの、調査、この表が、表は調査審査委員会になってるけど、根絶。条例はそう。だから、調査委員会というのが正しい、文面に合わせてもらって、そういう部分がある。であるから話がかみ合っていないのは、私的にはその形としては代表者会議が、議長、議会としての自立性というか、きちんとそこで判断をする、判断をできないものについては調査委員会にエスカレートすると、そういうふうなことであるけども。一方で、現実的に代表者会議のメンバーが信用できないと、そこでもみ消されてしまうんじゃないか。そういうふうな部分で話がかみ合っていないんじゃないかなという印象を受けるけどどうか。

松崎

代表者会議で話し合った。そしたら、これ実は俺の誤解だったなど。ごめんなさいってことになる可能性は否定できない。そういうこともあるけれども、頑なにね、被害者は、冗談じゃないということだただ、やっぱり今までの経緯見ると、やっぱり常にみんながみんな公人としての自覚を持ってるとは限らないなっていうのが私の印象である。残念ながら、残念ながらね、であるから、こういうところで、もみ消されてしまうっていう、もう大変失礼である、一石委員そう言われ方するのは、失礼だと思う。すごく失礼だと思う。そういうことってね、往々にしてありがち

なんで。であるから、被害者がね、少数派であつたりしたら、当然そういう危機感っていただくわけじゃないか。多数決で物事進んでいったら、でも多数決が必ずしも正しいわけじゃなくて、調査委員会で専門家の目から見たら、あなたは確かに少数派で、弱い立場だったけどあなたの言ってることは正しいねっていうことは大いにあるわけで、そのための、私は調査委員会だと思うんで。そうすると、やっぱ頑なに被害者が、いや、冗談じゃないと。自分に同意する人は誰もいないけれども自分は本当にひどい目に遭ってるんだ、どうしても調査委員会に出してくれって望んだら、それはやっぱりそうしてあげるべきじゃないか。

古谷

おっしゃることはわかった。言われてることはよくわかる。先ほど小笠原委員が言っていたけど、裁判と、これやっぱり両方存在する。限りなくやっぱり裁判に近い。こっちの考え方は、だから何かあったら裁判だっていう、それをこれで、クリアしようってのは無理なんだ。これでクリア、これクリアできない、やっぱりね。クリアできないんだなっていうやっぱ裁判なんだなって今言ってる話でいくと、だってこうだって甘いもんこれ、そういうふうに来てきて今言われてるような話であれば、だけど裁判しないでこれで何とかできるようにっていう考え方でやってきてるんであれば、やっぱりこの程度かなっていう。この程度じゃないのっていう。気はちょっとする。だから、今言おうと思ったのは、論点を明確にして、諮ってください、お願いする。

委員長

それでもう1つだけ、ちょっと私の方から、前回の論議の中で、今回、1つは、松崎委員からも出たんだけど、申請なんである。この要するに、代表者会議で、提案をして、全協で、調査委員会に出すか出さないかを承認する決めるっていうのが、だからその決定に不服であっても、救済策がないっていうのが、1つの欠点ではある。だから、その救済策というのが、可能かどうかである。そこがね。

古谷

もう議会でやることだから。残念だけど、多数決である。議会であることだから少数意見留保するのがせいぜいで、だと思う。だから多数決の範囲を超えるのはもう裁判しかないかなって。あなたの言ってることは少数派だけど、あなたが正しいっていう、そのことはやっぱり裁判のような気がする、なんかねえ。

松崎

まだ調査委員会って別に、裁判所じゃないから、あくまでも諮問である。だからいいじゃないか、それで諮問の結果、1人で少数意見だけでもあなたが正しいってことになっても、そのあと議会で、諮問委員会の意見と真逆の結論を出して、ただ、それをしたらそれが白日のもとにさらされる。それでも意味があると思う。

古谷

おっしゃる通りでいいけども、そこにはお金がかかるから、全

協でやるかやらないかって諮りをはめないといけなくなっちゃうっていうことである。

松崎

お金、お金っていうの何か私は逃げのような気がして、だけどそのそもそも議員の存在そのものが、もうお金かかっているわけで、何でこのことになると急にお金お金が出てくるのかわかんないけど、お金を理由にするのはちょっとおかしいような気がするけど。

古谷

すべて議会の議決でお金決まっているわけなんで、私らの報酬だってみんな議会で決まっているわけだから。やっぱり新たなお金を請求するにあたっては議会で決めないと。私の一存でいじめられた人の一存でお金を請求するのは、やっぱり根幹としては無理だと思う。そのこのところだけ引かかっちゃったんで、私の。

大沼

冒頭の私の発言の中でも言わせてもらったけど、この今回のこの特別委員会の一番の大事なことっていうのは根絶だと思う、ハラスメントの。これが一番絞られた最後の答えになってない。今古谷委員のお話とかだと、やっぱり多数決で予算がかかるからっていうようなお話になっているけど、そうすると、やはりその多数派とか、少数派としたら、何度例えばそういうハラスメントまがいの行為をされたとしても、最終的には、ずっと変わらない状況が続く。これは現状多数にいる方がいいのかもしれないけど、少数にいる人に見てみたら、とんでもないなって話になってくるのかもしれないし、だからといって自分の政治理念とかを曲げて、多数派になびいていくなんていうのじゃそれだったら議員の資格というか議員の意味がない。やっぱりそれぞれが個別のいろいろな多様な意見を持ち合って、やはり良い議会、良い二宮町を作っていくっていうことが一番の大事な問題で、その中でやはり、不注意かもしれないし、意図的かもしれないけども、ハラスメントっていうそういうような事象が発生したときに、それを起こさせない、二度と起きない、こういうものを作っていくためのこの条例なんであるから、そのこの部分っていうのは、やはりさっき言ったように、申告する側にもそれ相応の責任もあるし、加害を加えてしまった人にも、例えばそれ相応の責任があるよと。そのことを白日のもとにやっぱりこう晒して、しっかりと皆さんの審判を仰いでいくっていうことが、必要なんだと。だから、根絶できるんだということに私はなってくるんだと思う。

副委員長

さっき松崎委員が、議員が存在そのものが金かかっていると何かわけのわからない理屈言っていたけど、私たちは町民の福祉の向上のために、報酬をいただいて、働いているんであって、職員が訴えられた場合は、もちろんそうであるけれども、基本的には議会の中で自浄作用を持つことが一番望ましいわけ、町民に見れば、そんなことでいちいち金使わないでと思うのが町民だと私

は思う。なので、こういう仕組みを作って少しでも減らすためにということで、もう何ヶ月もかけて、これをずっと検討してきたわけであるけど、考え方としては根絶すべきだからこういうものを作るっていう考え方は決して間違っていないけど、世の中すべて100分の100っていうのはないのである。私はそれは真理だと思っている。そしたら、警察はいらない。この日本中に。全員が善人だったら。そういう中で議会ってのは基本的に町民に選ばれて、付託を受けて、何百票かで見込んでいる人たちなので、何百人を背中に背負っている人たちなので、そこそこそんなに非常識な人はいないっていう前提のもとに成り立っていると思う、ここは。だから、私はもうここまでの条例、いろんな角度から検討してきた部分で、これ以上もっと徹底的になくせとか徹底的になくすためには、この条例を作るだけではなくて、きちんと朝挨拶ができない人には挨拶をしていただくとか、もう人間としてのマナーとかルールとかね、そういうことも含まれてると思うので、この条例が根絶だけじゃ私はないと思う。すべて、多くのことも、多くの日々の暮らしぶりとか全部を合わせてやっていくしかないんであってこれはその1つで、1つだと思う。根絶のための1つの手法であって、これがすべてではないと思う。

大沼

本当に今小笠原委員が言われるように、その通りだと思う。であるから、元来、この条例なんて必要ない。今までの政治倫理要綱で十分皆さんが自浄作用でやっていけると思ったから私は条例には反対していたわけで。でも、グルグル回って、これだけ長い時間論議して、でも出てくるその声は、自浄作用だと。そしたら、この条例結局何の機能もしないということが、結論づいてきたんじゃないかというふうに思うけど。

羽根

議員は町民、小笠原委員がおっしゃったように、支援者もいるし背負って出てきてるわけである。ここの場において、議会に対して出るときもそうであるし、何をすることもそうである。背負って出てきている。ということはそこで多数決で決まったんなら、町民の意見がそうだっていうふうに理解をしなくては私はいけないと思っている。だからそれで自浄作用になって、結論が出てくるということになるから、それで私はいいのではないか。それでも、それで納得しなかったら本当どうぞ訴訟の方に行っていただくということにもならざるをえないんじゃないかなというふうに思う。

議長

自浄作用である。で、ただ、やっぱりある程度の、この人が受けるとか、何かその形というか、それがないと、どこ言っちゃうのかなっていうのが、今現在もその状況あると思うので、やっぱりこういうふうには決めておきましょうねっていう部分は必要なかと思っている。

羽根 すいませんそれで代表者会議入ったとしても全協にはかかるわけであるから、不透明にはならないと思うので全員が知ることにはなると思う。議員は。だからそれでよろしいんじゃないでしょうか。

一石 やっぱり、誰かが主張する、そして他の人を主張する。だからその相互承認をしていくのがやっぱ民主主義の場であるから。やはりそれは当然少数の意見がまたみんなを説得するっていうことある。その説得する力を持つってことはやっぱり議員の、研究する議員がその研鑽されていくプロセスじゃないか。やっぱりこれはこの間の私達の経験からやっぱりスキームがないねというところでしっかり考えて、この調査委員会っていうのを作った。それでプロセスをしっかりと明確にしたので、この条例はしっかりと制定されるべきだと思う。それから、条例が必要でないっていう人が最初から入っているっていうことがそもそもなんかグルグルなって議論が、深まらなかったなと思うので、ここで、やはりだっていらないってさっき言ったじゃないか。

委員長 そういう意見もあるから。

一石 ありました。

大沼 条例を作る、集中的にやる係の人じゃない。我々議員の中で、その中から8人かな、10人。8人ね。召集されてるわけだから、その中に、反対の意見だってあったっていいし、賛成の意見だってあったっていい。その中で、反対する意見の中の何が反対なのかっていうことを汲み取っていかなきゃいけないだろうし、賛成される方の意見の中のそれも出し合っていかなきゃいけないことだと思うんだけど、我々はずっと意見を言ってきたけども、常に排除されてきている。だから今、まとまってこういう形で話になっているんだと思うけど、やはり議論っていうのは、やはりお互いの言ってることをちゃんと受け取って話をしなかつたら進まないもんだと思う。

一石 委員長は本当に、反対の意見を非常に丁寧に聞き取ってきたし、私たちは本当にずっと聞いてきたと思う。ここまで、なので本当に、これはもうここで、この議論は平行線であるので、やはりここで決めていただきたいと思う。これをずっと続けるっていうのは、本当に私たち、大事な仕事があるのに、本当にそれからやっぱり議員が、議論の場を否定してはいけないと思うので、やはり私たちは議論を尽くしてきたと、ここまでのところで思う。

副委員長 大沼委員は何か提案が全然通ってないみたいな、知らない人が聞くとそうなのかなと思っちゃうことおっしゃっているけど。私たちは十分意見を反映しながら、これを作ってきたわけである。

なるべく公平に公正に、なるような形を提案しているわけであるので、誤解なきようよろしくお願いする。

松崎

ちょっと気になるのが、他に大事な仕事があるので、こんなこといつまでもやってられないってこれ私すごく大事なことだと思うけど。残念ながら私はそんなに自浄能力が高い議会だとは思っていないし、そういう意味では、この仕組みっていうのはすなわち、少数派の訴えっていうのは、もみ消される可能性が非常に高い仕組みだと言わざるを得ない。

委員長

議長、コメントあるか。

議長

そうか。ごめんなさい。ちょっとでもね、大沼委員はこうしたらとかっていうのをおっしゃっていたけれども、その松崎委員は自浄作用ないって、何かこう、こういうふうにしたらみたいなことあるのか。

松崎

まず先ほども言ったと思うけれどもこの仕組みっていうのは、少数派の意見は正論であっても、もみ消される代表者会議でもみ消される可能性があるので、被害者が望めば、ちゃんと人の話聞いていただけるか。一石委員。人の話聞いていただけるか。聞いていただけるか。うん。なんか全然話してるんで。ね。少数派であっても、もみ消されずにね、調査委員会までたどり着けるような仕組みっていうのが必要だというのは、先ほどから私申し上げている。

委員長

それ、前回の論議の中ではそれを保障する1つの方法として、全協に上げるという。だから、全協は議員が全員いるわけで、確かにその多数決っていう作用が働くのかもしれないけども、それが1つかなというふうには考えている。はい、それでは、今ちょっと論議がかみ合わないというか、ちょっと一致しない部分っていうのはまず公開にすべきかどうか。それは2つ論点があって、1つは公人は、極端に言うとなプライバシーが制限されるべきだというふうな部分と、それから、あくまでもすべてのことは公開すべきだという、そういう意見である。それから、それとそうすべきではない。やはり、訴え出た方も、訴えを受けた方も、確実になるまでは、やはり守られるべきだということと、まずちょっと意見があいませぬ。それからもう1つは、少数意見の不利益をどういうふうに確保していくかで、一方は全協に諮問するなり、そういう形で保障するしかない。もう1つはやはり、直接調査委員会の方に諮る、どういうケースでも諮っていく。そういう形で、意見が平行になってる状況であるけど。全員います。はい。じゃあ、暫時休憩にして、傍聴議員から発言を希望される方いるか。

休憩 15 時 51 分

再開 15 時 52 分

委員長

休憩終わりますそれで、今日は、この内容で本会議の、報告をするということについて、残念であるけど、決をとりたいと思う。その前に、最後、一言ずつ、もういいか。

(「異議なし」との声あり)

はい。それでは、今日の報告内容で、本会議の方に報告をする。このことについて、賛成の方は挙手をお願いします。

はい。賛成多数である。報告の中にはもちろん今日論点としてね、噛み合わなかった部分に関しては、報告をさせていただく。それも合わせて報告をするので、よろしくをお願いします。それでは、いずれ、少数意見、こういうところあったっていうのは、報告の中入れるべきだと思うので。今日の結論を本会議に最終日の委員長報告で報告をさせていただく。以上をもって、本日の政治倫理推進特別委員会を閉会する。

閉会 15 時 54 分